

株券等貸借取引申込書 兼 株券等貸借取引無担保確認書

株券等貸借取引の申し込みについて

私は、貴社と株券等貸借取引を行うにあたって、以下の留意事項やリスク、貴社ホームページに掲載されている取引ルールを十分理解し、「株券等貸借取引に関する基本契約書」および「株券等貸借取引に関する基本契約書に係る合意書」の内容に同意の上、これらを締結し、株券等貸借取引を申し込みます。

また、株券等貸借取引を申し込むにあたり、「株券等貸借取引に関する基本契約書」、「株券等貸借取引に関する基本契約書に係る合意書」、「株券等貸借取引に関する基本契約書に係る個別取引明細書」、その他の株券等貸借取引に係る書面および各種情報等について電磁的方法により提供を受けることを承諾します。

1. 株券等貸借取引の基本的仕組みに関する事項

当社とお客様との間で行う株券等貸借取引は、当社がお客様の保有する株券等を借り入れ、お客様は貸付けた株券等に応じた貸株料を受け取ることができるサービスです。

株券等貸借取引で当社がお客様から借り入れる株券等の銘柄、数量、貸借料、貸借期間等は会員画面内で通知します。

お客様は、株券等を貸付けいただくにあたり、取引手数料等の費用をお支払いいただく必要はありません。

2. 株券等貸借取引に伴うリスクに関する事項

株券等貸借取引の対象となった株券等は分別管理の対象および投資者保護基金による保護対象ではなくなります。株券等貸借取引を行うにあたり当社と締結いただく契約は「消費貸借契約」であり、無担保契約になります。

万一、当社が破綻した場合には、当社へ貸付中の株券等はお客様へ返戻（返還）されず、株券等の時価相当額および貸借料、配当金相当額の返還請求権を有する一般債権者となります。

※当社は主要格付機関による格付を取得済みであり、また財務状況等の開示を行っていますので、詳細は当社 WEB サイトをご確認ください。

3. 株券等貸借取引による株主の権利義務に関する事項

株券等貸借取引が行われた場合、貸付けを行った株券等の所有権はお客様から当社に移転するため、株主名簿上の名義はお客様でなくなります。この際に生じる配当金、株主提案権等の権利については以下のとおり取扱います。

- ・ 配当金

お客様は、株券等の貸借期間中に発生した貸借対象株券等に対する配当金を受け取ることはできません。ただし発行会社から株主に対して配当金が支払われた場合、当社から源泉徴収税額を差し引いた配当金相当額をお客様のネットストック口座に入金します。配当金相当額は配当所得と異なり税務上、雑所得に区分され、配当控除の対象となりませんのでご注意ください。

- ・ 株主提案権等の権利

本株券等貸借取引により株主としての継続性がなくなるため、株主提案権の行使など、保有期間の要件が定められている株主の権利を行使するためには、本株券等貸借取引終了以降に当該要件を満たす必要があります。

4. 株券等貸借取引に関する税制等の取扱いに関する事項

お客様が個人の場合、当社からお客様にお支払いする貸株料、配当金相当額等は税務上雑所得に区分されます。雑所得は、給与所得などの他の所得と合計して総所得金額を求め、確定申告によって納める税金を計算する取扱いとなります。お客様が法人の場合、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

確定申告につきましてはお客様ご自身で申告いただく必要があります。

詳細は、所轄の税務署へご確認ください。

株券等貸借取引無担保確認について

私は、貴社と株券等貸借取引を行うにあたり、私が貴社に株券等を貸し出す際、無担保で貸し出すことに同意していることを確認します。

以上

2018年10月